

教高指第240号  
令和2年4月28日

各県立高等学校長 }  
県立伊奈学園中学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

### 県立学校の休業期間の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和2年4月28日開催の埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議における資料別添1「県立学校の休業期間の更なる延長について」のとおり、5月31日まで休業期間といたします。

つきましては、下記のとおり対応願います。

#### 記

#### 1 臨時休業について

- (1) 県立高等学校及び県立伊奈学園中学校において、**5月31日（日）**まで、臨時休業を延長する。
- (2) 臨時休業中の生徒の生活については、資料別添2「新型コロナ感染予防のために（4月28日改訂版）」を参照し、学校のホームページやメール等を活用し生徒を指導するとともに、保護者の協力を求めること。

##### ※ 改訂の内容

保護者の皆様への部分に、「家族内感染防止のため、こまめに室内の換気をお願いします。」等を追加。

#### 2 学習指導に関することについて

令和2年4月13日付け教高指第130号及び令和2年4月23日付け教高指第216号を踏まえ適切に対応すること。

また、令和2年4月24日付け教高指第222号における動画配信による学習支援については、すみやかに対応すること。

#### 3 登校日について

一層の感染拡大防止のため、登校日は設けないこととする。

#### 4 部活動等について

臨時休業中は実施しない。

## 5 心のケア等に関することについて

- (1) 自宅で過ごす生徒の中には心理的なストレスを抱えている者もいると考えられる。生徒の状況の的確な把握に努め、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等により、組織的に対応すること。

また、臨時休業に係る子供のメンタルヘルスとして、資料別添3「新型コロナウイルス感染症による臨時休業に係る子供のメンタルヘルスについて」を教職員、スクールカウンセラー等と共有し、電子メール等のICTや郵便等により保護者、生徒へ配付するなど適切に活用すること。

- (2) 感染者を特定しようとすることや、SNS等で誤った情報を発信することは個人のプライバシーへの配慮を欠くとともに、偏見や差別につながり、断じて許されないものである。また全国において、医療・福祉従事者をはじめ、社会のために働く方々やその家族に対する偏見や差別が広がっている。

こうした偏見や差別は感染者のみならず、対応にあたる関係者やその家族の日常生活を困難にし、過度な不安や恐怖を与えかねないことから、保護者への周知や生徒に対してそのような行為を絶対にしないよう指導すること。

## 6 休業期間終了後の授業時間の確保について

学校再開後に生徒に適切な学習指導を行うためには、一定の授業時間の確保が必要であることから、各学校の状況に応じて、次の対応を行うこと。

- (1) 時間割編成の工夫による確保
- (2) 体育祭や文化祭など各種学校行事等の延期・中止による確保
- (3) 夏季休業の短縮による確保  
少なくとも7月末まで及び8月25日から31日までを授業日とする。
- (4) 土曜授業の実施による確保

## 7 教職員の勤務等及び感染予防の徹底について

令和2年4月28日付け教県第84-1号『『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』の一部変更について（通知）』に基づき適切に対応すること。

## 8 別添文書

- (1) 別添1「県立学校の休業期間の更なる延長について」  
令和2年4月28日開催 埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議 資料
- (2) 別添2「新型コロナウイルス感染予防のために（4月28日 改訂版）」保健体育課作成
- (3) 別添3「新型コロナウイルス感染症による臨時休業に係る子供のメンタルヘルスについて」生徒指導課作成

1 に関すること

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

2、3、4、6 に関すること

担当 高校教育指導課 教育課程担当

電話 048-830-7391

4 における運動に関すること

担当 保健体育課 学校体育担当

電話 048-830-6947

5(1)及び(2) に関すること

担当 生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電話 048-830-6907

5(2) に関すること

担当 人権教育課 人権教育担当

電話 048-830-6892

7 に関すること

担当 県立学校人事課 学事担当

電話 048-830-6735